

WTOの概要

WTO協定の構成について	1
GATTの三原則について	2
正当化事由について	3
関税制度について	4
貿易の技術的障害に関する協定について	5
アンチ・ダンピング協定について	6
原産地規則について	7
補助金について	8
セーフガードについて	9
サービス協定について	10
TRIPS協定について	11
政府調達協定について	12
紛争解決手続	13

WTO協定の構成について

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO設立協定）

物品の貿易に関する多角的協定【附属書 1 A】

1994年の関税及び貿易に関する一般協定（1994年のGATT）

貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）

貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（AD協定）

原産地規則に関する協定

輸入許可手続に関する協定（輸入ライセンス協定）

補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）

セーフガードに関する協定（SG協定）

その他の協定

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）【附属書 1 B】

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）【附属書 1 C】

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）【附属書 2】

貿易政策審査制度（TPRM）【附属書 3】

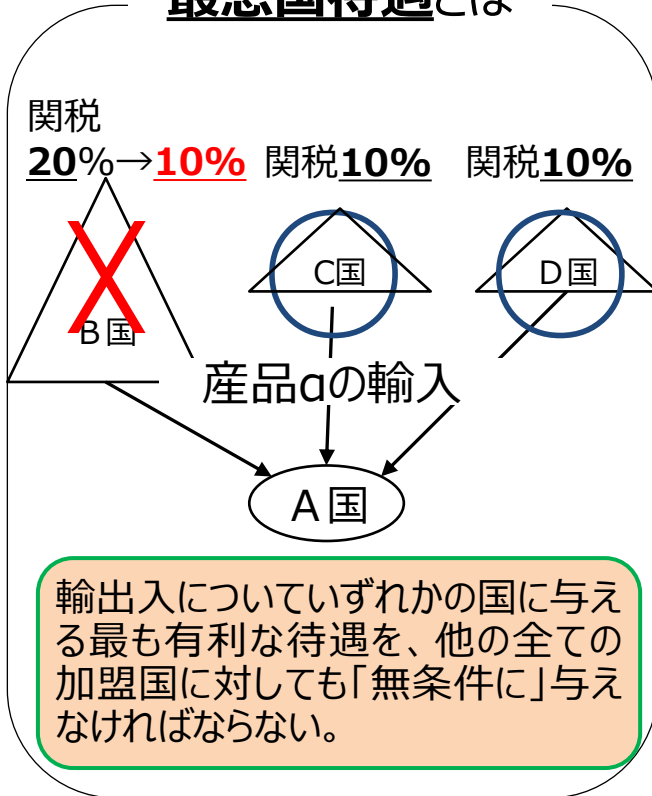
複数国間貿易協定【附属書 4】

民間航空機貿易に関する協定

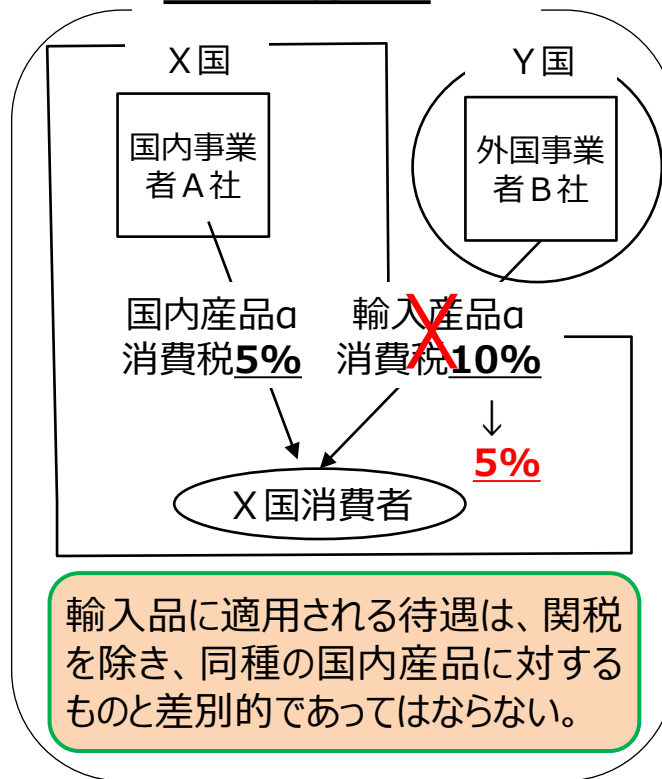
政府調達に関する協定（GPA）

GATTの三原則について

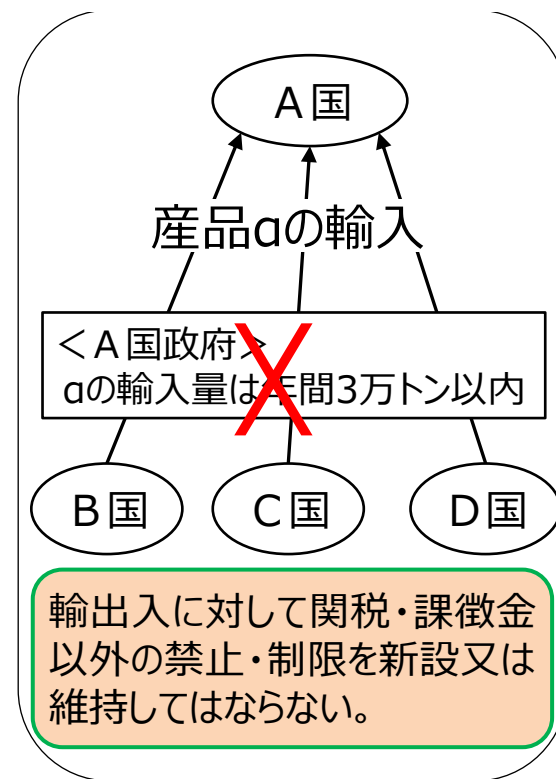
最恵国待遇とは



内国民待遇とは



貿易制限の禁止とは



貿易関連投資措置協定 (TRIMs)

物品の貿易に関連した投資措置にも、内国民待遇原則や貿易制限の禁止等が適用される。

具体的には、

- ① A国に進出した企業X社に対して、A国が**国内産品の購入・使用を要求**（ローカルコンテンツ要求） = 内国民待遇違反
- ② A国がX社に対し、同社が**A国内で生産した製品の輸出量を制限** = 貿易制限の禁止違反等が禁止されている。

正当化事由について

最恵国待遇違反や**内国民待遇違反**、**貿易制限**等に該当する措置であっても、下記 1・2 の正当化事由に該当する場合は許容される。

1. 一般的例外（GATT20条・GATS14条等）
2. 安全保障例外（GATT21条・GATS14条の2等）

1. 一般的例外（GATT20条・GATS14条等）

- ①**公衆の道徳保護**（例：麻薬の輸入禁止）
- ②**生命又は健康の保護**（例：検疫措置）
- ③**税関手続・水際規制**（例：知的財産権侵害物品の輸入差止）
- ④**有限天然資源の保全**（例：鉱石の取引（輸出を含む）制限）

等を目的とする措置は、厳格な制限を満たした場合に限り許容される（これらの目的を隠れ蓑にした、恣意的な措置や正当と認められない差別的措置、偽装された貿易制限は認められない）。

2. 安全保障例外（GATT21条・GATS14条の2等）

安全保障目的の措置を正当化する旨の規定。

（参考）GATT 21条 安全保障のための例外

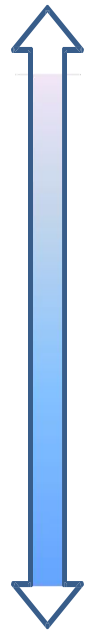
この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

関税制度について

- 関税は、**物品の輸出入に際して課せられる税金**。輸入関税を指すのが一般的。
- WTO加盟国・地域は、**他加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことについて、WTO協定の一部である自国の譲許表で約束**。約束された税率をWTO協定税率（WTO譲許税率）と言い、GATT第2条はWTO加盟国・地域に対して、WTO協定税率を超えない関税率の適用を義務づけている。
- 我が国の関税率には、全ての国に適用される「基本税率」の他に、WTO加盟国・地域に適用される「WTO協定税率」、特定の国・地域に適用される「特惠税率」、暫定的に定められる「暫定税率」など幾つかの種類が存在。原則として、特惠税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して適用される。

一般的に税率は
低い



高い

- ①EPA特惠税率（③～⑤より低い場合適用）
- ②一般特惠税率（①≤②の場合、②は適用できない）
- ③WTO協定税率（④・⑤より低い場合適用）
- ④暫定税率
- ⑤基本税率

特惠税率

ある特定の国・地域に対して与える関税率に関する特別な待遇

特惠税率

経済連携協定税率（EPA）

(Economic Partnership Agreement)

一般特惠税率（GSP）

(Generalized System of Preferences)

MFN税率

(Most-Favoured Nation Treatment)

基本税率（暫定税率が設定されている品目は暫定税率）とWTO協定税率のいずれか低い税率

貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)について

TBT協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade) とは :

各国の規格及び適合性評価手続が、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないように立案、制定及び適用されることを確保するために、原則として、国際規格等を基礎として使用すること等を定めたもの。

TBT協定の対象 :

工業品及び農産品を含め、すべての産品に関する強制規格、任意規格、適合性評価手続。(1条、附属書1)
(注) SPS協定及び政府調達協定の対象となるものは除く。

①強制規格 (Technical Regulations)

産品の特性又はその関連の生産工程等について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの。

②任意規格 (Standards)

産品の特性又はその関連の生産工程等について規定する文書であって遵守することが義務付けられていないもの。

③適合性評価手続 (Conformity Assessment Procedures)

強制規格又は任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するために用いるあらゆる手続。

加盟国の主な権利・義務 :

①輸入品又はその供給者に対し、国内又は他のいずれかの加盟国を原産地とする同種の産品又はその供給者に与えられる待遇又は条件よりも不利でない待遇又は条件を確保する。(2.1条、5.1.1条、附属書3D)

②正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的でないことを確保する。(2.2条、5.1.2条、附属書3E)

③関連する国際規格等がある場合には、原則として当該国際規格等を基礎とする。(2.4条、5.4条、附属書3F)

④導入しようとする強制規格案等が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、他の加盟国に通報 (TBT通報) する。(2.9.2条、2.10.1条、5.6.2条、5.7.1条)

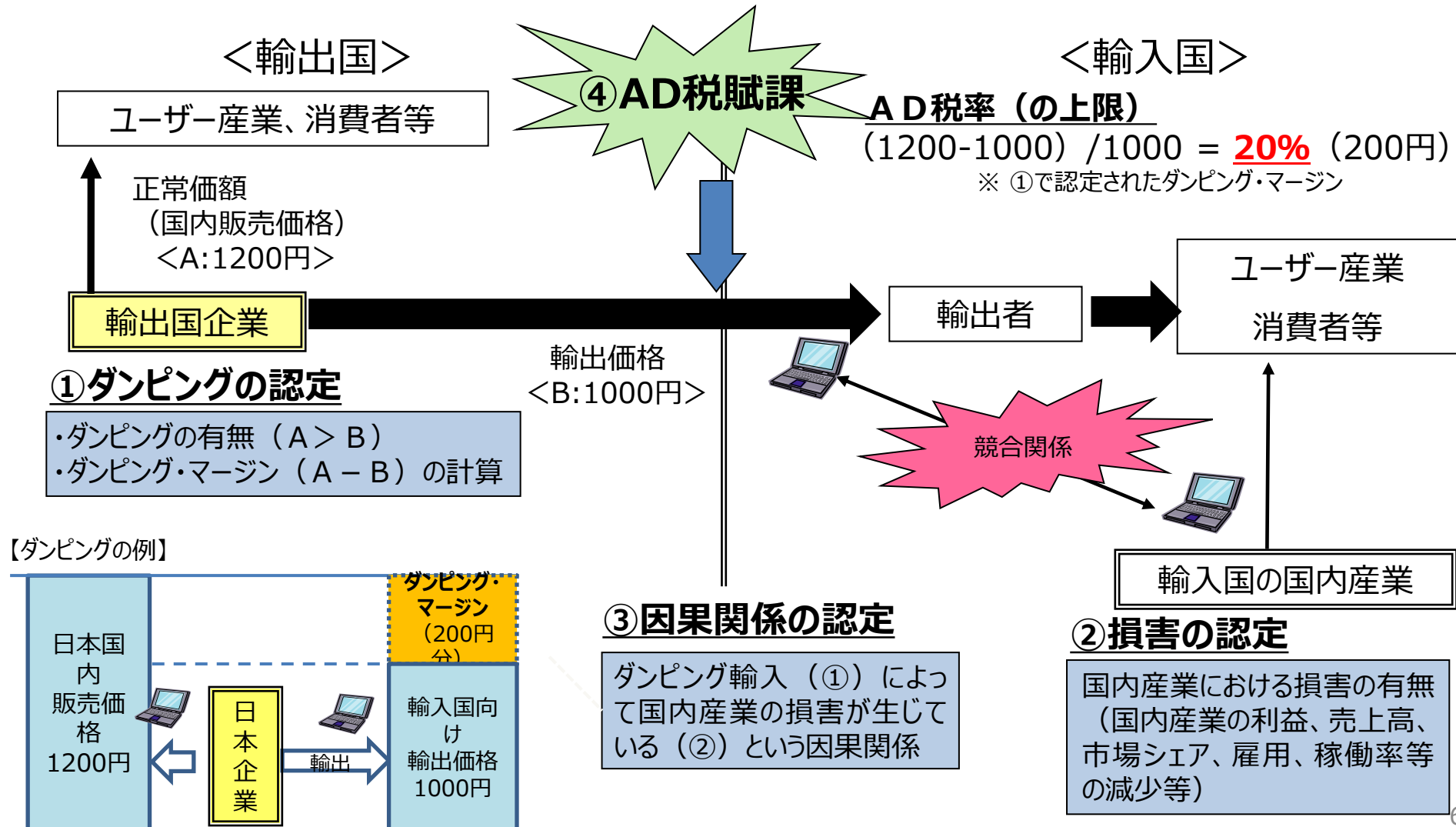
ePing SPS&TBT Platform <https://epingalert.org/>

TBT通報の検索・閲覧、TBT通報がなされた際のEメールによるアラートの受信設定、TBT委員会で議論された強制規格等に対する貿易上の懸念の検索等が可能。

アンチダンピング（AD）協定について

- 輸出国の国内価格より低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸出先国の国内産業に損害を与える場合に、輸出価格を正常な価格に是正するために賦課される関税措置。
- 下記の例では、輸出価格と国内価格の差分（200円）を限度として課税が可能。

当局は①ダンピング②損害③因果関係を認定することでA D税を賦課できる（いずれかが認定されなければ賦課できない）。



原産地規則（ROO）について

○原産地規則とは

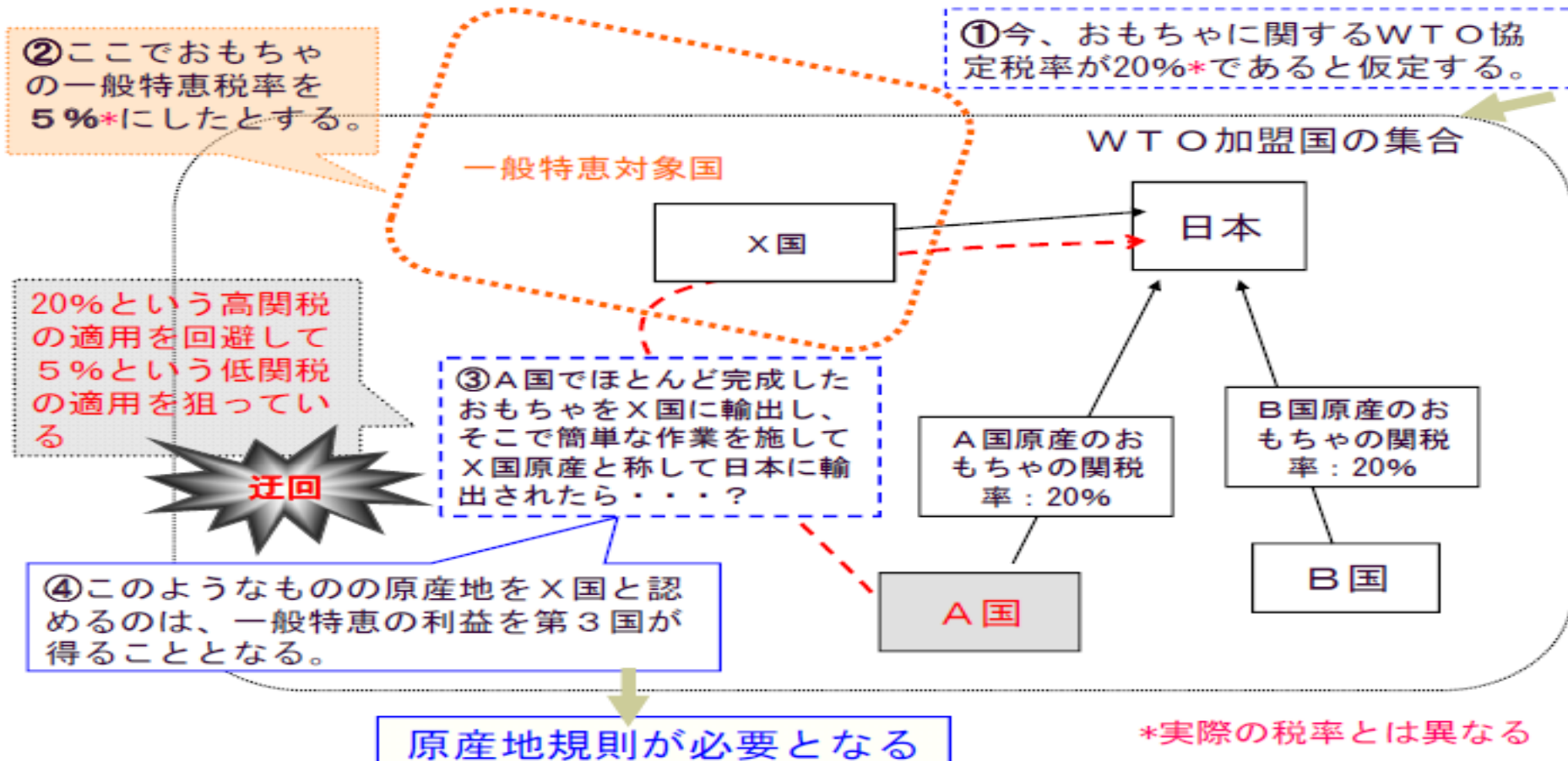
原産地（＝物品の「国籍」）を決定するためのルール

○「原産地」という概念はなぜ必要か？

関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合が存在するから。

○なぜ「原産地」を決定するルールが必要か？

関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合、何らかの手段により原産地を決定することが必要。したがって、原産地を決定するための規則が必要となる。



補助金協定について

補助金は、国の産業政策を実現させる手法として認められるものの、場合によっては自由な貿易競争を阻害する要因になることから、WTOにおいて規律を導入。

【補助金の定義】 (1) 政府又は公的機関からの資金的貢献 によって、
(2) (受け手に) 利益がもたらされていること

【禁止補助金】

① 輸出補助金 : ((1) + (2) + 輸出条件性)

② 国内産品優先使用補助金 : ((1) + (2) + 国内産品優先使用)

* ①も②も特定性ありとみなされる。

左記の補助金を供与していると判断された場合、当該補助金を遅滞なく廃止するよう勧告される。

(注) 輸入国による相殺関税賦課も可能だが、「特定性」や申立国への「悪影響」の立証が不要であることから、WTO提訴がなされるケースが多い。

【特定性のある補助金】 ((1) + (2) + (3) **特定性** + (4) 他国への悪影響)

補助金の交付先が特定の企業又は産業に限定されている場合、「**特定性のある補助金**」となる。

①相殺関税措置の賦課

特定性のある補助金が供与されている製品の輸出により、輸入国の国内産業の業況が悪化する等、損害が発生する場合、輸入国政府自身の調査に基づき、当該産品に相殺関税を賦課することが出来る。

②WTO提訴

補助金が供与された産品が輸入国に直接輸出されるわけではなく、補助金供与国や第三国市場におけるシェアを奪っているような場合、相殺関税措置は使えない。

このような場合であっても、他国に悪影響（著しい害等）を生じさせる補助金として、WTOの紛争解決機関に申立て、制度廃止又は悪影響の除去（すなわち協定整合的な是正措置）の勧告を求めることが可能。

セーフガード（SG）協定について

セーフガード措置とは

- 輸入国政府が、予見されない事情の発展に基づく国内産業に重大な損害を与える（おそれがある）輸入急増に対し、その損害を防止するために、対象産品について行う緊急輸入制限措置（関税引き上げ・輸入数量制限等）。
- 一般セーフガード措置はGATT19条及びWTOセーフガード協定に規定。（その他、農業特別セーフガード、EPA協定に基づく二国間セーフガードがある。）

セーフガード発動要件

① 事情の予見されなかった発展（GATT19条）

例：急速な技術革新、消費財の流行の変化、価格の急落等

② 輸入の増加（SG協定2条）

- － 輸入の絶対量の増加又は輸入が国内生産量に比較して相対的に増加している場合

③ 国内産業への重大な損害（SG協定4条1、4条2(a))

- － 輸入量、生産、売上、雇用等の指標を基に判断

④ 輸入の増加と損害の因果関係(SG協定4条2(b))

- － 輸入増加が国内産業への重大な損害を与えている因果関係の立証が必要

⑤ 調査手続の整合性（SG協定3条等）

- － 公聴会、利害関係者の証拠提出等の機会の確保、調査開始、発動決定等のWTOへの迅速な通報、補償協議の提供、調査報告書の作成・公表等

発動期間・対象等の制限

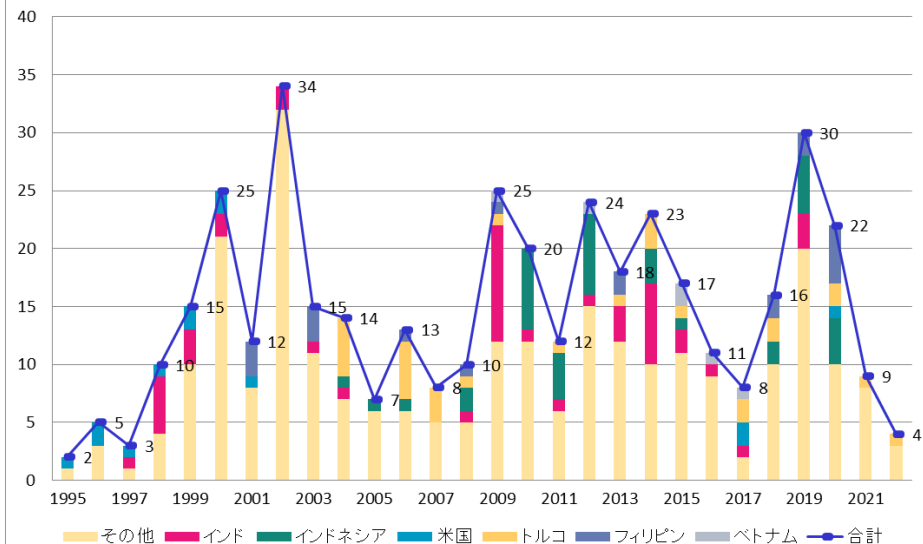
発動期間：4年以内（延長可 最長8年）

再発動禁止：以前採った措置と同一の期間は再発動禁止

漸進的自由化：1年超継続する場合は措置の低減義務、3年超の措置は中間見直しを行う義務がある

各国の調査開始件数の推移

- インド、インドネシア、トルコ等新興国の調査が増加。



サービス協定（GATS）について

そもそもサービスとは？

バス、電車などの運送サービス、銀行・保険などの金融サービス、電話・ファックスなどの通信サービス、デパートなどの流通サービス等、多種多様なサービスが存在。

貿易の種類

○モノの貿易 …… モノ（例：自動車・家電製品）の輸出入

○サービス貿易 …… サービスの輸出入

【サービスの輸入の例】外国人歌手のコンサートを東京で見る

海外旅行で外国の航空会社の飛行機に乗る

【サービスの輸出の例】日本人のコンサルタントが海外出張し現地で企業相談

日本の銀行が海外の支店で事業展開

■ サービス協定では、加盟各国が自由化の約束を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務を規定している。その分野の拡大及び自由化内容の充実はその後の自由化交渉により図られている。

■ サービス協定の自由化の二本柱は、**①市場アクセス**と**②内国民待遇**。

① 市場アクセスについて（サービス協定 16 条）

- 加盟国は、各サービス分野及び提供の態様について、これらの措置を採らない旨の約束を行うか、全面的にまたは部分的に留保を行うかを「約束表」に明記することとなっている。

② 内国民待遇について（サービス協定 17 条）

- 他の加盟国のサービス及びサービス供給者に対して、自国のサービス及びサービス供給者と比較して不利でない待遇を与えなければならない。
- 内国民待遇の付与も、具体的な約束によって内容が決まることとなっている。

TRIPS協定について

○TRIPS協定とは？

特許権、商標権、著作権、地理的表示などの「**知的財産権**」に関する**最低限のルール**を規定した協定。

背景

- ・国際的な自由貿易秩序形成のため、国際貿易の側面から知的財産権を守る各国共通のルールが規定される必要性が増大。
- ・米国などの先進国が知的財産権保護についてGATTの場で扱うことを求めた結果、ウルグアイ・ラウンドにおける新分野の一つとして、知的財産権が交渉項目に追加。
- ・1995年1月1日、WTO設立協定と共にTRIPS協定が発効（WTO設立協定附属書1C）。

概要

- ・基本原則として他協定と同じく**内国民待遇（第3条）**及び**最恵国待遇（第4条）**を規定。
- ・パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチ。
- ・適用範囲は**知的財産権**（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路配置、開示されていない情報）の**保護全般**。
- ・上記の実体的規定のみならず、**民事、国境措置、刑事などの権利行使手続**についても規定。
- ・**WTO紛争解決手続（制裁措置あり）の適用**が可能。

※規定内容例

- ・著作権… 50年の保護期間、コンピュータ・プログラムの保護、等
- ・特許… 20年の保護期間、広い特許対象（医薬品、食品を不特許としない）、等
- ・権利行使（エンフォースメント）… 知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、**民事・国境措置・刑事手続上遵守すべきスタンダード**（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。

政府調達協定（GPA）について

【1996年1月1日発効、2014年4月6日改正議定書発効】

<協定の背景・意義>

- 政府調達とは、各国の政府機関が公共財や公共サービスの生産又は提供を行うために行う物品・サービスの調達をいう。
- 国内産業の育成・保護、安全保障の確保等の理由から、各国政府は伝統的に国内製品の優先調達を実施。政府機関の調達費用は各国の税金によって賄われることから、このような自国優先措置は不可避かつ当然と考えられ、1947年のGATT第3条8項(a)も、政府調達を内国民待遇の適用除外と規定している。
- 他方、先進国における政府調達市場の規模は、GDPの12%程度（OECD調べ）と、政府調達における内外差別的な措置が自由貿易に与える影響は大きい。このことから、1970年代以降、政府調達分野への「内国民待遇」、「最恵国待遇」原則の導入を目指した国際的なルール作りが本格化。

<政府調達協定の概要>

- 政府調達協定（GPA：Agreement on Government Procurement）は、WTO加盟国が任意に加入可能な複数国間貿易協定（一括受諾の例外）。協定の規律は締約国・地域間でのみ有効。締約国・地域は、以下の48ヶ国・地域（2023年1月現在）。
アルメニア、カナダ、豪州、EU、EU加盟27か国、香港、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、蘭領アルバ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、台湾、米国、ウクライナ、モルドバ、スイス、英国
- 政府調達協定は、調達に関する手続ルールを定める「本文」と協定が適用される「政府調達」の範囲を定める「付表」から成る。
 - **本文**では、**無差別原則**を規定（外国企業に対する差別の禁止（内国民待遇）＋最恵国待遇）。また、このような原則を実効的にするため、調達に際して遵守すべき手続ルール（例：競争入札の原則、入札公告時にWTO公用語による入札概要の記載、公告から入札までの一定期間の確保等）を規定。
 - **付表**では、協定がカバーする調達の範囲を次の3要素で決めており、各国で適用範囲が異なる。WTO加盟国は、協定に加入する際、これらの3要素について自国の適用範囲を定めたリスト（付表）を作成し、その他の協定締約国との交渉を経てリストを確定する（このような交渉を政府調達分野の「市場アクセス交渉」という。）。
 - （1）調達機関（調達を実施する公的機関、①中央政府機関、②地方政府機関、③その他公的機関）
 - （2）対象調達（調達の対象となる物品・サービスの範囲）
 - （3）調達額（機関別、物品・サービス別に基準額を設定。協定の適用は基準額以上の調達のみ。）

WTO紛争解決手続（DS）について

- WTO紛争解決手続は、国家間の通商問題の政治化を避け、国際的に合意されたルールに基づいて客観的な解決を図るシステム。
- 小委員会（パネル）、上級委員会という準司法的な二審制の第三者機関が、付託された法令・措置等のWTO協定整合性について審議を行い、違反が認められる場合にはその是正を勧告。是正を行わない場合には、対抗措置の発動が可能。
- しかし、上級委員会については、現在、その機能を停止しており、紛争解決システムは岐路に立たされている。
- 1995年のWTO発足以来、DSが用いられた案件は**616件（2023年1月末）**。

問題措置の発生

二国間での申入れ／WTO各委員会の活用

二国間協議要請

二国間協議

パネル設置要請

パネル審理

（一審）

上級委員会審理

（二審）

履行確認パネル

履行確認

対抗措置

日本企業に重大な影響があり、問題措置の撤廃が必要な場合は、**紛争当事国として**相手国の問題措置について法的な解決を求める。

紛争当事国としての対応

- 当事国は、パネル・上級委員会において、法的主張を行う。
- 問題措置について、WTO違反の判断がなされた場合には、申立国は当該措置の撤廃を主張。被申立国が是正しない場合には、申立国は協定上対抗措置を発動する権利を得る。
- 一般に、提訴側は9割以上のケースで何らかの違反認定を得られる傾向にある。
- 対抗措置の発動を示唆することで、相手国に問題措置の撤廃を強く促すか、あるいは実際に対抗措置を発動して権利・義務のバランスを図る（典型例は、関税引上げ（例：バード修正条項（紛争の結果、対米国でベアリング等の関税引上げ）））。